

慶弔見舞金規程

2015年4月10日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）の慶弔見舞金支給に関する事項について定めることを目的とする。

(職員の慶弔)

第2条 職員（常勤役員を含む、臨時職員を除く）の慶弔に対しては下記のとおりとする。

(1) 慶祝のとき

- | | | |
|---------|--------|------------|
| ① 本人の結婚 | 勤続3年以上 | 50,000円、祝電 |
| | 〃 3年未満 | 30,000円、祝電 |
| ② 出生のとき | | 10,000円 |

(2) 弔慰のとき

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| ① 本人 | 100,000円および供花（50,000円以内）、弔電 |
| ② 配偶者 | 50,000円および供花（30,000円以内）、弔電 |
| ③ 父母、子女（同居の姻族を含む） | 50,000円および供花（30,000円以内）、弔電 |
| ④ 同居していない姻族の父母 | 20,000円および供花（10,000円以内）、弔電 |
| ⑤ 一周忌（本人） | 50,000円 |

(職員以外の慶弔)

第3条 賛助会員、非常勤役員、評議員、派遣社員、客員研究者および研究会委員等に慶弔が生じた場合、必要に応じて次のとおりお祝いまたは哀悼の意を表す。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 慶祝のとき | 祝電 |
| (2) 弔慰のとき | 弔電 |

弔慰金および供花についてはその都度決定する。

(見舞金)

第4条 職員（常勤役員を含む、臨時職員を除く）の長期病気療養に対し、次の見舞金または贈答品を贈呈する。

1 5日以上の入院または自宅療養 10,000円

2 賛助会員、非常勤役員、評議員、派遣社員、客員研究者および研究会委員等の病気療養に対しては、本財団への貢献度等を勘案し、その都度決定する。

(その他)

第5条 その他災害等の見舞についてはその都度決定する。

附 則（２０１２年５月１日）

- 1 この規程は、２０１２年５月１日から施行する。また、この規程の施行にともない、現行の慶弔見舞金規程（２００９年６月１日施行）は廃止する。
- 2 この規程は、企業等からの出向者および派遣社員にも準用する。

附 則（２０１３年１０月４日）

- 1 この規程は、２０１３年１０月４日から施行する。
- 2 この規程は、企業等からの出向者および派遣社員にも準用する。

附 則（２０１５年４月１０日）

この規程は、２０１５年４月１０日から施行する。